

令和4年第10回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和4年10月27日(木) 午前9時00分～11時15分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	池田	善之
	2番	蓑手	幹夫
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	9番	西村	四男
	10番	外菌	健藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園	宗男
串木野地区2	井手迫	正博
市来地区	永井	美治

出席職員 平川局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (3番 樋ノ口 正信 委員 ・ 4番 川畑 千秋 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(4件)
について

日程第2 報告議案第20号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法
(1件) について

日程第3 議案第54号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(4件) について

日程第4 議案第55号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(2件) について

日程第5 議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(4件) について

日程第6 議案第57号 非農地証明願(1件) について

日程第7 議案第58号 農用地利用集積計画案(一括方式)(新規57件) について

日程第8 議案第59号 いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和4年第10回いちき串木野市農業委員会総会を開会いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和4年第10回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。会長よろしくをお願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。議事に入ります前に、事務局より本日の農業委員の出席状況について報告をお願いいたします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名全員出席で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進めてまいります。なお、先日配付された総会議案書に1件議案の追加があったということで、今日机の上に差替え用の議案書の表紙が載っていると思います。日程第8で追加がありますので、そちらの方を見ながら進めて参りますので、よろしくをお願いいたします。

まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行いたいと思います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員に、3番 樋ノ口正信 委員、4番 川畑千秋 委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。それでは早速議事に入ります。

日程第1報告議案第19号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

1ページをお願いします。日程第1報告議案第19号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は4件5筆7,038㎡です。全て基盤強化法の合意解約で、現在の契約形態と終期は議案に記載してありです。後程25ページからの日程第7議案第58号農用地利用集積計画書案一括方式で、中間管理事業を介して新たに契約を行うための解約です。よろしくお願いします。

議長

はい、ただ今事務局の方から説明がありました。4件ありますが、皆さんの方から何かご質疑ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

特にないようでございますのでお諮りします。日程第1報告議案第19号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知、今回は4件でございますが、これにつきましては通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第19号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知4件については、通知のあったとおり受理することで決定いたしました。

次に、日程第2報告議案第20号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

2ページをお願いします。日程第2報告議案第20号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は1件2筆334㎡です。耕作者の経営規模縮小のための解約で、11月の総会で、農用地利用配分計画書にて、新たな耕作者と変更契約を行うための、借人と中間管理機構の間の合意解約です。よろしくお願いします。

議長

今回は1件で、説明がありましたとおりです。何か皆様の方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

来月の総会で、耕作者変更の計画案が出てくるということですので、その時にご審議いただきたいと思います。特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第2報告議案第20号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分1件につきましては、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第20号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分1件につきましては、通知のあったとおり受理することによって決定いたしました。

次に進みます。日程第3議案第54号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回は4件ですが、4件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告を受けた後、質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第3議案第54号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は4件です。3ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。県外に住む譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。今回の申請地の隣にも所有する農地があり、申請地も今まで相対で耕作しています。また、近くに住む娘さんも協力して、耕作の手伝いをしてくださるそうです。調査は【正】を久木山委員、【副】を外菌委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長

はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11番久木山です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、10月21日午前8時半から、行政書士と外菌委員の3名で、申請地の現地調査を実施しました。申請地については、資料の3～4ページを参照してください。今回の申請は、いところから田2筆を受贈するものです。現在は譲受人が水稻を耕作していて、農用地区域内農地です。トラクター、コンバイン等の農機具も全部保有していて、高齢ではありますが、娘が認定新規就農者で問題はないと思います。自宅からの通作距離は500m位で、2分位の距離であり、現在も夫婦で管理されています。調査したところ何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 5ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲受人が譲渡人の所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地はございませんが、この申請による取得で、下限面積を越えることになります。今までも譲受人は、自宅の裏側を耕作している経験があります。調査は【正】を古賀委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

古賀委員 8番古賀です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、10月23日(日)午前9時より行政書士立会いのもと、川畑委員と調査をしましたので報告いたします。資料の5～6ページをご覧ください。今回の申請地は、農用地区域外農地です。申請地を取得後の営農計画は、果樹、オクラ、なす、ゴーヤ、ねぎ、白菜等自家消費できるものを栽培します。なお、取得する農地に必要とする労働力及び重要な作業方法として、植付けは果樹を4月、野菜類を4月から7月、水利見回り等一般管理の方法は、除草等を定期的に1人で行います。薬剤散布の方法は、水和剤と粒剤を使用します。収穫の方法は、野菜類が8月から10月頃、果樹は12月から1月頃の予定です。申請者は自営業で、忙しい時には奥様に手伝いをさせていただくそうです。農機具の保有状況は、耕耘機、刈払い機等保有され、自宅からの通作距離は車で8分約3.5kmです。何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.3について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 7ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲受人が譲渡人の所有する農地を、交換により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は申請地の隣の農地を所有しておられますが、交換をして取得し、耕作したいとのことです。後程、15ページの日程第5議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1の交換も、関連があります。調査は【正】を西村委員、【副】を西委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

西村委員 9番西村です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について、現地調査報告をいたします。10月21日午後3時50分より行政書士立会いのもと、西委員と調査を実施しました。資料の7～8ページを参照してください。申請地は農用地区域外農地です。申請の目的は、申請地を隣接地と交換して取得するものです。譲受人は1a以上の耕作者になり、申請地は譲渡人の自作地です。労働力は1人、農機具保有状況は、噴霧器、草刈機等です。申請地取得後は果樹を栽培予定で、通作距離は0.8kmです。特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.4について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 9ページをご覧ください。No.4についてご説明いたします。亡くなった祖父の遺言で、譲受人が農地を遺贈により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地を家族と一緒に全て管理、耕作しておられます。今回の申請のために、23ページの日程第6議案第57号非農地証明願についての申請も、合わせて提出していただいております。調査は【正】を川畑委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

川畑委員 4番川畑です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4について、現地調査を行いましたので報告いたします。場所等につきましては、資料の9～10ページを参照してください。10月21日(金)午後1時30分より代理人の行政書士立会いで、古賀委員と私で調査をいたしました。譲渡人は死亡されており、譲受人は孫にあたります。遺言により所有権を移転する案件です。農用地区域外農地で、現在も荒廃防止のため耕作されております。今後も野菜等栽培し、自家消費される計画です。労働力は親子3名で作業されます。農機具は、耕耘機、刈払い機等保有されております。通作距離は約100mです。私どもの調査では、申請に何ら問題はないと判断いたしましたが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。以上No.1からNo.4まで、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思いま

す。まずNo.1について、皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、次の5ページ、6ページのNo.2について、何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございます。次に7ページ、8ページのNo.3について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次に9ページ、10ページのNo.4について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りいたします。日程第3議案第54号農地法第3条第1項の規定による許可申請今回は4件でございますが、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第3議案第54号農地法第3条第1項の規定による許可申請4件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで決定をいたしました。

続きまして、日程第4議案第55号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。議案書には今回の申請は2件となっておりますが、No.1につきましては先日記り下げの申請がありましたので、今回の議案はNo.2の1件だけになります。また、このNo.2については、次の日程第5議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3と関連がありますので、両方の議案を一括して議題といたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

松原主査 日程第4議案第55号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。13ページをお開きください。申請人は近隣で茶室を経営しており、

来客用駐車場として、今回5条で申請のある隣接する〇〇と一体利用し使用したいための申請であります。代替地を3ヶ所検討しましたが、適当な土地が見つからなかった状況です。第2種農地、その他の農地となっております。調査委員は【正】を池田委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。

続きまして、関連します 19 ページをお開きください。日程第5議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3 についてご説明いたします。譲受人は 13 ページの4条申請でもありましたように、茶室を経営しており、今回4条で申請のあった隣接する〇〇と一体利用し、使用したいための申請であります。代替地を3ヶ所検討しましたが、適当な土地が見つからなかった状況です。第2種農地、その他の農地となっております。調査委員は【正】を池田委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。よろしくお願います。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

池田委員 1番池田です。農地法第4条第1項の許可申請No.2について、及び農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について説明いたします。10月24日午前9時より代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と私が調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は第2種農地で、その他の農地です。位置図は13～14ページ及び19～20ページを参照してください。転用の目的は、近隣で経営する茶室の来客用駐車場として、第4条及び第5条で申請する隣接した申請地を一体利用し、使用したいとこのことです。譲受人による事業計画書、残高証明書等、申請備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地は30cm程の切土の後に、砂利敷による造成を行い、駐車スペースを3台分確保し、周囲をブロック塀で囲う予定だそうです。周囲は住宅地で、農地は無く、北、西、南は宅地で、東側が道路です。雨水は自然流下ですが、土砂流亡を防ぐ土留め工事を行うとのことでした。許可があり次第着工するとのことです。以上のことから、何ら問題はないと考えております。皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。関連のあります5条の関係まで事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第4議案第55号農地法第4条第1項の規定による許可申請No.2及び、日程第5議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3につつま

しては、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第4議案第55号農地法第4条第1項の規定による許可申請No.2及び、日程第5議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は、いずれも申請のとおり許可することと決定いたします。

次に進みます。日程第5議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。今回の申請は4件ですが、そのうち1件のNo.3につきましては、ただ今審議をいたしましたので、3件について事務局の説明及び現地調査の報告を終えた後に、質疑に入りたいと思います。それではNo.1について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第5議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請残りの3件についてであります。15ページをお開きください。No.1について説明いたします。譲受人は、7ページの3条申請により農地を交換し、市内の市営住宅に住んでいる長男が、自己用の一般住宅を建築するために、申請地を母親が宅地造成したいための申請であります。第3種農地で第2種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西委員、【副】を西村委員にお願いしてあります。よろしくお願いたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員

5番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について調査報告いたします。10月21日午後4時より、代理人の行政書士立会いのもと、西村委員と私で調査をいたしました。資料の15～16ページをご覧ください。申請地は第3種農地で、第2種住居地域です。議案第54号No.3で交換取得した土地の宅地造成を行い、その後長男が自己の一般住宅を建築したいための申請です。土地の交換取得が、今回の第3条申請で許可された後に購入のための融資手続きを行うために、宅地造成のみの申請となっています。東側は交換した妹の田で、現況としては畑、西側は宅地、南は宅地と田の一部、北側は公衆用道路で、用排水として取水は上水道、生活雑排水は下水道、雨水は北側側溝に流します。被害防除として、最大0.6mの切土を行い、土留め工事をします。日照の関係での場所交換と思われます。添付書類は備考欄をご覧ください。私どもとしては、何ら問題はないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.2 についてご説明いたします。17 ページをお開きください。譲受人は霧島市で建築業・不動産業を営む会社法人で、申請地8筆及び上名〇〇の山林 236 m²、仮換地街区番号〇〇実測 188 m²を買い受けて一体利用し、宅地分譲をしたいための申請であります。全体 1,571 m²に道路を1本入れて7筆に分筆し、宅地分譲する予定となっています。地図の①については、市の保留地となっています。調査委員は【正】を木場委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員 6 番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について、10月21日午前9時より申請人の代理人行政書士立会いのもと、野元委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。位置図は 17 ページ、18 ページを参照してください。転用目的は不動産業を営む会社法人が、土地を譲り受けて、7区画に分けて宅地分譲したいとの申請です。①雑種地は市の土地になっております。申請地は第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内です。東側は道路、北側は雑種地、西側は道路、南側は宅地です。自己資金で令和4年12月から造成にかかります。備考欄に記載されている書類が提出されています。今現在そこには柿、いちじく、果物等が植えてあります。譲渡人の方は昨年从这个土地を売りたいということでしたが、価格が合わないということで、今年は金額は安くなったんですけども、話がついたとのことでした。周囲に農地はなく、問題はないと見てきました。皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。それでは次を飛び越して、21 ページのNo.4 について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.4について説明いたします。21 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。麓土地区画整理事業区域内にある農地で、第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を野元委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

野元委員 7 番野元です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4について10月21日(金)午前8時30分より、代理人の行政書士立会いのもと、木場

委員と調査をしましたので報告いたします。資料の 21、22 ページをご覧ください。転用の目的は、現在借家住まいのため、申請地を買い受けて住宅を建築したいとことです。申請地は第3種農地、第1種低層住居専用地域内にある農地です。申請地の北側は河川、東側と西側は宅地、南側は道路です。被害防除計画は、申請地は現状のまま利用する計画です。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水生活雑排水は公共下水道で処理する計画です。資金調達計画は、金融機関からの融資で、許可後来年着工の予定です。融資証明書他添付書類につきましては、5条申請の備考欄に記載してあります。特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。以上3件について説明がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず15ページ、16ページのNo.1について、皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にないようでございます。次に17ページ、18ページのNo.2について、皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようでございます。21ページ、22ページのNo.4について、何かご質疑ございませんでしょうか。

 ちょっと、私の方からいいですか。汚水、生活雑排水は公共下水道ということだったんですけど、この辺りは下水道がきているんですか。

野元委員 被害防除計画書の合併浄化槽欄にはチェックがなくて、水路に放流するということでした。

議長 そうですか。

野元委員 合併浄化槽ですかね。

（「公共下水道は通っていないですよ。」と呼ぶ者あり）

議長 事務局はもう1回確認してみてください。

松原主査 図面の方には浄化槽の図が入っているので、合併浄化槽と思われます。

野元委員 すみません。

議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りいたします。日程第5議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請、今回はNo.3を除いて3件になりますが、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第5議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請3件につきましては、いずれも申請のとおり許可することによって決定をいたしました。

続きまして、日程第6議案第57号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は1件で、違反転用指導対象の事案ですので、現地調査の報告は省略します。それでは、事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第6議案第57号非農地証明願についてであります。23ページをお開きください。No.1について説明いたします。自宅の敷地が狭いため、平成7年の道路拡幅工事があった際、申請地に簡易なひさし車庫を設置し、現在に至っている状況であり、始末書が添付されております。

議長 今回は1件で、平成7年に簡易な車庫を作って、車庫として使用してきているとのことでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第6議案第57号非農地証明願1件につきましては、申請のあったとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第6議案第57号非農地証明願1件につきましては、申請のとおり非農地証明を発出することによって決定いたしました。

次に進みます。日程第7議案第58号農用地利用集積計画書案（一括方式）についてを議題といたします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する委員、今回は〇〇委員と〇〇委員になります。すみませんがご退席をお願いいたします。

〇〇委員、〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

25から31ページをお願いします。日程第7議案第58号11月1日開始の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で57件85筆91,922㎡です。全て新規の契約です。31ページの総合計欄の下に記載してありますとおり、筆の最後の●は、基盤法を合意解約し、中間管理事業へ変更して同じ借人と貸人で契約を締結する筆です。筆の最後の○は、基盤法を合意解約し、中間管理事業で新たな借人と貸人で契約を締結する筆です。●と○以外の筆は、新規の契約をする筆です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。1番から54番の集積計画は、荒川地区の利用改善組合の斡旋による契約から、農地中間管理事業を利用する契約にのりかえるものです。また、貸人の方で、（ ）書きの方は亡くなっていらっしゃる方です。利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してあります。よろしくをお願いします。

議長

ただ今事務局の方から説明がありました。今回は57件、85筆ということでございます。No.1からNo.54までは、荒川地区の農用地利用改善組合が、今まで関係してきた案件でございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。私の方からよろしいですか。1番最後のNo.57については、契約期間が3年と、これだけ契約期間が短くなっていますが、何か理由がありますか。

棚町主査

はい、薩摩川内の耕作をされる方ですが、羽島地区をあちこち借りておられますが、少しの期間でうまくいきそうでしたら、また長くしたいというご希望があったらいいです。

議長

1つ上の56も同じ人なんですけど。

棚町主査

こちらは、所有者の方が少しでも長い期間がいいということだったみたいです。

議長 色々、地権者の意向もあって、年数が違っているそうです。他に
ご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第7議案
第58号農用地利用集積計画書案(一括方式)57件につきましては、
先程報告のあったとおりの内容で決定することでご異議ございませ
んでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第7議案第58号農用
地利用集積計画書案(一括方式)57件につきましては、報告のあった
とおりの内容で決定をいたしました。〇〇委員と、〇〇委員はまた自席
へお帰りください。

〇〇委員、〇〇委員着席後

続きまして、日程第8議案第59号いちき串木野農業振興地域整備
計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局の説明をお願い
します。

篠原主幹 本日お配りいたしました資料の31-2ページをお願いします。日程
第8議案第59号いちき串木野農業振興地域整備計画に係る意見につ
いてであります。農振農用地の見直しについてです。このことにつ
いて、いちき串木野市長から令和4年10月21日付の文書で意見を求め
られているところであり、今年21日に総会事前検討会を会長、代理
と行い、その後皆様に総会資料を配付した後に、この意見書について
提出があったことから、急遽本日の総会にて審議していただくことに
したものでございます。今回の変更につきましては、全体見直しとい
うことで、詳細につきましては令和4年6月に農業委員及び推進委員
に除外予定の農地について、各班毎に図面等で農政課と協議をなが
ら確認を行い、6月の総会時に農政課に回答していただいております。
また、7月に再度農政課と図面を見ながら協議を行ない、再確認
をしたところでございます。今回この変更について意見を求められて
いることから、協議した農地の除外がされているかについては、確認
を行いました。総会においてご承認いただけましたら、資料の次ペ
ージ、裏面になりますが31-3ページのとおり回答しようと考えており
ます。よろしくお願いたします。

議長 ただ今事務局の方から説明がありました。農業委員会の方からも、
全体見直しについては農業委員の意見も入れてほしいということで、

何度か農政課とも協議を進めて参りました。個別に地図の上で、ここを外してほしいとか、協議をさせてもらったものです。何か皆さんの方からご質疑ありませんか。今日は、意見照会のあった文書は持ってきているんですか。

篠原主幹 事務局の方に置いてあります。

議長 最終的に変更整備計画書は、1つの冊子になります。そして、農用地区域に含まれる地番は全て、1筆ごと全部地番が振ってあります。区域ごとに、市来の川上地域であれば、どこが農用地区域に入っているかと、全部一覧表を付けてある資料になります。事務局の方には、我々が要望して除外をしてほしいという、お互い農政課でも了承のあった部分については、その一覧表から外してあるということで、それを確認してほしいということで、事務局の方をお願いしてありますので、それについては農用地区域から今回除外をされていると思います。これがそのリストに残っていると、例え間違った記載であっても、ずっと5年間は農用地区域として残るものですから、そこはちゃんとチェックをしておかないと、後々困る事態になってくる可能性もあります。後は事務局で確認していただきたいと思います。

久木山委員 議長、いいですか。

議長 はい、どうぞ。

久木山委員 下限面積は来年4月から取り外す国の方針なんですけど、そうした場合に、この農振の関係はどうなるんですか。農振でも、誰でも土地を買えるようになりますよね、農振の意義はどうなるんでしょうね。審議はしているという話しなんですけど、実際国は承認をされるんでしょうか。

議長 事務局は何か情報はありますか。

篠原主幹 来年の4月から下限面積が撤廃されるということで、農振農用地に関しても同様に下限面積が撤廃されるということですが。

議長 下限面積は農地法の規定に基づくものなんですけど、現在基本原則は50aということなんですけど、それを市町村の判断で、下限面積の別段面積ということで、少ない面積も設定できるということで、これまで本市は農用地区域内は20a、それ以外は1a、空き家バンクに登録された、空き家バンクに付随するものは10㎡の下限面積が設けられてい

たんですが、今回の基盤強化法等の改正に伴って、農地法も改正されて、下限面積を撤廃するという事で、これについては全国各地域から色々心配する意見が出されておまして、農業会議も法律では廃止されますが、各市町村の条例で何かそういうのを設定できないのかどうかということを探っているようで、農水省に対してもそういった要望をされているような話も聞いたところです。今後実際施行されるにあたって、どういった対応がされるのか情報収集をして、本市にも県の農業会議の方からそういった意見照会があるのかどうか、そこらあたりについて総会の中で説明や報告をしていただけたらありがたいと思います。そういった状況ですので、逐次情報を入れながら、対応していただくことにします。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

後程また原本を持ってきてもらって、回覧でもしていただけたらありがたいと思います。それでは、特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第8議案第59号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見につきましては、お手元の31-3ページにありますとおりの内容で、市長宛てに回答を出すことでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第8議案第59号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見につきましては、31-3ページにありますとおりの承認するという事で、回答いたしますことで決定をいたしました。ありがとうございました。

以上で、議事の方は終わりました。

議事録署名委員

• _____
• _____